

赤羽駅東口地区まちづくりガイドライン策定検討会 委員名簿

区分	氏名	所属等
学識経験者	中井 検裕	東京科学大学名誉教授
	大沢 昌玄	日本大学理工学部土木工学科教授
	齋藤 博	東洋大学 福祉社会デザイン学部 人間環境デザイン学科 准教授
地元関係諸団体	石渡 良憲	赤羽管内連合自治会 会長
	鈴木 邦彦	赤羽自治会 会長
	葉山 相也	東京商工会議所北支部
	伊原 勝利	赤羽商店街連合会
	石井 勇介	赤羽小学校 P T A
	山本 倫行	赤羽一丁目第一地区再開発組合
	久保田 明雄	赤羽一丁目中央地区再開発準備組合
東京都	工藤 秀仁	都市整備局 都市づくり政策部 土地利用計画課
	荒井 大介	都市整備局 都市基盤部 交通企画課
交通管理者	橋本 孝	警視庁 赤羽警察 交通課
交通事業者	戸澤 光一	東京都交通局 自動車部
	櫻井 昭夫	東日本旅客鉄道株式会社
	倉本 広太郎	東京地下鉄株式会社
	鈴木 健史	国際興業株式会社
オブザーバー	平山 豪	独立行政法人都市再生機構 東日本都市再生本部 事業企画部
	倉林 巧	北区 教育委員会事務局 教育振興部

計19名

赤羽駅東口地区まちづくりガイドライン策定検討会設置要綱

7北まま第6710号

令和8年2月16日区長決裁

7北まま第6831号

令和8年3月31日区長決裁

(目的)

第1条 赤羽駅周辺地区まちづくり基本計画に掲げたまちづくりの目標の実現に向け、赤羽駅東口地区の土地利用や基盤整備のあり方、及び、市街地再開発事業の動きのある赤羽一丁目地区の具体的な整備イメージや実現化方策等を検討するための組織として、赤羽駅東口地区まちづくりガイドライン策定検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 赤羽駅周辺地区まちづくり基本計画（以下「基本計画」という。）の対象範囲となる赤羽駅東口地区全体の土地利用や基盤整備のあり方等を取りまとめたガイドラインの検討に関すること。
- (2) 基本計画に定める重点区域における具体的な整備イメージや実現化方策等を明らかにする整備計画の検討に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、特に検討する必要性が生じた事項

(組織)

第3条 検討会は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから区長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 地元関係諸団体代表
- (3) 東京都の職員
- (4) 交通管理者
- (5) 関係事業者の代表
- (6) その他区長が必要と認める者

3 第5条第1項に規定する会長は、必要があると認めるときは、前各号に掲げる者以外の者を委員に追加することができる。

(任期)

第4条 委員の任期は委嘱又は任命の日から赤羽駅東口地区まちづくりガイドラインの策定が完了する日までとする。

2 委員が欠けたときは、補欠委員を置くことができ、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 検討会に会長及び副会長を置き、学識経験者から互選で選任する。

2 会長は検討会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討会は、会長が招集する。

2 検討会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 検討会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、

会長の決するところによる。

- 4 会長は、必要があると認めるときは、検討会の委員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。
- 5 会長は、より専門的かつ具体的な詳細検討を行う場として、検討会に部会を置くことができる。
- 6 検討会は、原則として公開とする。ただし、会長が特に必要と認めるときは、議決により、非公開とすることができる。

(庶務)

第7条 検討会の庶務は、まちづくり推進部赤羽駅周辺まちづくり担当課長において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関する事項その他必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年3月1日から施行する。

付 則 (令和8年3月31日7北まま第6831号)

この要綱は、令和8年3月31日から施行する。

(要綱の失効)

- 2 この要綱は、赤羽駅東口地区まちづくりガイドラインの策定が完了する日限り、その効力を失う。